

日容包リ発第26-221号
平成26年10月22日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 小山 博 敬
(公 印 省 略)

平成27年度における消費税対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当協会の業務につきましては、日頃から種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、消費税（地方消費税含む）に関しましては、既にご承知の通り平成26年4月から8%に引き上げられましたが、現時点では平成27年度において、4月～9月まで8%、10月以降は10%に引き上げられることが決まっています。ただし、最終的には経済状況等を総合的に勘案し、国が平成26年12月までに判断することになっています。

当協会では、例年10月下旬から次年度「分別基準適合物の引き渡し」に関する申込受付を開始しており、そのタイミングで市町村負担分（小規模事業者が排出する容器包装で市町村等が処理責任を負う部分）の申込も受け付けております。当協会へ市町村負担分のお申し込みをする場合は、主務省庁が示す市町村負担比率と当協会が定める再商品化実施委託単価をベースに、毎月の引き取り実績に応じて再商品化委託料金をご負担いただくことになっております。ご請求は、四半期ごととなっておりますが、予定通り消費税率が平成27年10月から引き上げられますと、第3四半期以降（10月以降の引取分）にご負担いただく再商品化委託料金の消費税率も変動することになります。

当協会では、12月の国の最終判断を待つて準備を始めると平成27年度の申込受付業務のスケジュールが大幅に遅れ、4月からの円滑な引き取りに影響が出かねないことや、今後も消費税率は変動する可能性があることから、4月～9月までは8%、10月以降は10%に引き上げられるという前提で、別紙（裏面）の対応を取ることになりましたので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。なお、10%への引き上げが見送られた場合は、1年間8%として対応いたします。

敬具

(別紙)

(1) 平成27年度以降の再商品化実施委託単価は、税込表示から税抜表示へ変更

これまでの再商品化実施委託単価は、1年間同じ消費税率が適用されていまして、税込表示で問題ありませんでした。しかし、平成27年度は、年度の途中の10月から10%に引き上げられる予定であり、また消費税率は今後も変動する可能性があることから、消費税率の変動に柔軟に対応できるよう、平成27年度以降の再商品化実施委託単価は、税抜表示とさせていただきます。

(2) 平成27年度における再商品化実施委託料金に適用される消費税率について

市町村・一部事務組合等の皆様にご負担いただく再商品化実施委託料金は、四半期ごとの引き取り実績に応じてご請求させていただいており、例えば4月～6月の引取分は7月に請求、請求後30日以内にお支払というスケジュールになっております。平成27年10月から予定通り消費税率が10%に引き上げられる場合、以下のとおりの消費税率に基づきご請求させていただきますので、よろしくお願いいたします。

	期 間	請求時期	適用消費税率
第1四半期	平成27年4月～6月引取実績分	7月下旬	8%
第2四半期	平成27年7月～9月引取実績分	10月下旬	8%
第3四半期	平成27年10月～12月引取実績分	1月下旬	10%
第4四半期	平成28年1月～3月引取実績分	4月下旬	10%

(3) その他

①消費税率の10%への引き上げが見送られた場合は、1年間8%として対応いたしますが、再商品化実施委託単価は27年度以降、税抜表示といたします。

②市町村負担分を申し込まず、独自処理し、協会には特定事業者負担分のみお申し込みをされる市町村等におかれましては、「業務実施覚え書き」を締結いたしますが、特段ご負担は生じません。

○本件お問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 総務部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階

TEL: 03-5532-8633、8574

以上